

浪江町合併 70 周年記念事業業務

プロポーザル募集要項

1 要項の目的

本要項は、浪江町が実施する浪江町合併 70 周年記念事業業務の最も適した受託者を選定するために行うプロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

浪江町合併 70 周年記念事業業務委託

(2) 業務の目的

本町が令和 8 年 5 月 1 日に合併 70 周年を迎えたことを記念し、記念式典を開催するとともに、「なみえ町十日市祭」において、合併 70 周年記念ブースを出展する。

本事業を通じて、この節目の年を町民をはじめ、浪江町に想いを寄せる多くの人々と共に祝うとともに、これまでの歩みを振り返る。

また、これを契機として、次なる世代へ向けた本町のさらなる飛躍と発展を図ることを目的とする。

(3) 委託期間

契約の日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

3 委託料の上限額

5,720,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

5 プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本業務の実施にあたり必要とされる能力等を有する事業者を選定するために実施するものである。

よって、本業務の実施にあたっては、提案内容をそのまま採用するものではなく、別途町と詳細について協議したうえで内容を決定し実施することとなることから、協議の過程において提案内容が変更となる場合もある。

6 応募資格

応募者となる者は、以下の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しな

いこと。

- (2) 公告日から受託候補者決定までにおいて、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(平成20年浪江町告示第68号)による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 公告日から受託候補者決定までにおいて、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
- ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。
- (6) 公告日から過去10年間において、本業務と同種・類似のものを履行した実績を有すること。

7 プロポーザルの日程及び提出期限等

(1) スケジュール

項目	日付及び詳細
募集要項の公開	令和8年6月11日(木)から 町ホームページからダウンロードすること。
参加表明書の提出	令和8年6月23日(火)17時まで必着 参加表明書(第1号様式)を1部、担当部署まで持参、郵送又はメールにて提出すること。(メールの場合は、送信後に必ず担当部署へ送信した旨連絡すること。)
質問書の提出	令和8年6月23日(火)17時まで必着 ・質問書(第2号様式)により、担当部署まで持参、郵送又はメールにて提出すること。(メールの場合は、送信後に必ず担当部署へ送信した旨連絡すること。) ・参加表明書を提出した者のみ質問することができる。 ・原則、電話等口頭による質問は受け付けない。
質問書への回答方法	令和8年6月26日(金)までに町ホームページへ掲載する。

応募申込書等の提出	<p>令和8年7月10日(金)17時まで必着 次の書類を担当部署へ持参又は郵送すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限までに確実に到着するよう留意すること。<u>上記期日を経過した場合は受け付けない。</u></p> <p>【提出書類】</p> <p>①応募申込書(第3号様式) ②誓約書(第4号様式) ③同種・類似業務の受託実績(任意様式) ④納税証明書の写し ⑤企画提案書(企画提案書作成要領による) ⑥見積書</p> <p>【提出部数】</p> <p>正本1部、副本7部 提出する際は、①～⑤の書類をフラットファイルに綴じ込み、上記部数提出すること。<u>なお、副本については応募者が特定されないようにすること。</u></p>
一次審査結果通知	令和8年7月22日(水)までにメールにて通知し、後日郵送する。
二次審査日程通知	令和8年7月22日(水)までにメールにて通知し、後日郵送する。 ※一次審査通過者にのみ通知し、実施するものとする。
二次審査実施	令和8年7月28日(火)頃を予定。
二次審査結果通知	令和8年7月29日(水)頃を予定。
契約締結	令和8年8月上旬予定。

8 辞退届の提出

参加表明書を提出した参加希望者は、応募申込書等の提出期限までにおいて、いつでも本プロポーザルを辞退することができる。

辞退する場合は、次の事項を記載した書面(任意様式)を担当部署まで直接又は郵送にて提出すること。併せて電話で担当部署に連絡を入れること。

- (1) 参加者情報(住所、商号又は名称、代表者氏名、連絡担当者氏名及び連絡先)
- (2) 辞退とする理由

9 担当部署(各種書類提出先)

部署名：浪江町役場 総務課 秘書広報係

住所：〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

電話：0240-34-0239

F A X：0240-35-5352

M A I L：namie11020@town.namie.lg.jp

10 同種・類似業務の受託実績

- (1) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
代表的な事業は、最大3件までとする。
- (2) 任意様式とするが、事業名、契約日、事業完了日、発注者名を記載し、業務及び成果品の内容が分かるような資料を提出すること。

11 企画提案書等の内容

応募者は、本業務の実施について「浪江町合併70周年記念事業業務委託仕様及び企画提案書作成要領」及びそれに付随する資料により企画提案書を作成すること。

12 見積書の作成

- (1) 可能な限り詳細な内訳で、かつ内訳は税抜きで記載し、消費税及び地方消費税額と税込金額を記載すること。
- (2) 件名は、「浪江町合併70周年記念事業業務委託」とすること。
- (3) 宛先は、「浪江町長 吉田 栄光」とすること。
- (4) 団体名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

13 審査に関する事項

(1) 受託候補者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査（一次審査）を実施する。一次審査において審査員配点合計の6割を基準点とし、これに達した者のうち、合計点数が高い上位3者程度についてプレゼンテーション審査（二次審査）を行う。二次審査においては、一次審査の評価点数を加味せず、すべての審査項目（13-(4)-ア及びイ）について改めて審査を行い、合計点数が最も高い者を受託候補者とする。

ただし、事業者の合計点と同じ場合は、見積額が安価な事業者を上位とし、さらに見積額が同額の場合は、後日事業者同士による抽選を行い、その順位を決定する。

なお、応募者が1者であった場合においても、審査員配点合計の6割に満たない場合は、受託候補者とししない。

(2) 一次審査

応募のあった企画提案書について、13-(4)-アの審査基準及び配点に基づき審査を行う。審査員配点合計の6割を基準点とし、これに達した者の中から上位者（3者程度）を二次審査対象者として選定する。

(3) 二次審査

ア 企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

- イ 発表に際しては、町にてプロジェクター及び接続コード（HDMIコード1本）を準備しているため、その他必要機器類を持参すること。
- ウ 出席者は1事業者につき3名以内とする。
- エ 1事業者の持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。
- オ 実施会場及び日時については、別途通知する。

(4) 審査基準及び配点

ア 一次審査

審査項目	詳細	配点
企画提案 (配点 60 点)	70周年の特別感と実用性を備えた記念品の提案がなされているか。	20 点
	<u>業務内容（４）</u> について 幅広い世代に伝わる構成のほか、式典と屋外それぞれの環境に適したデザインや視認性への配慮がなされているか。	20 点
	<u>業務内容（４）</u> について 来場者のスムーズな動線計画と、会場の空間特性を活かしたレイアウトの工夫がなされているか。	10 点
	目的の達成につながる効果的な独自提案がなされているか。	10 点
業務遂行能力 (配点 30 点)	企画提案どおり業務を遂行するための体制が整っているか。	15 点
	過去の類似業務の実績を踏まえた業務遂行能力が認められるか。	15 点
業務に要する経費 (配点 10 点)	企画提案内容に見合った適切な見積金額となっているか。	10 点
合計		100 点

イ 二次審査

審査項目	詳細	配点
説明の明確さ (配点 20 点)	説明内容が企画提案書の内容をよく補完していたか。	10 点
	説明はわかりやすい表現となっていたか。	10 点
取組姿勢と対応力 (配点 20 点)	取組意欲が強く感じられたか。	10 点
	質問に対する応答が明快かつ迅速であったか。	10 点
合計		40 点

(5) 受託候補者の選定

二次審査の結果に基づき審査し、最も高い評価を得た事業提案者を受託候補者として選定する。※13-(4)参照。

(6) 審査結果

- ア 審査結果は、応募者に対して書面で通知する。
- イ 受託候補者及び審査結果は町ホームページにて公表する。
なお、公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とする。
- ウ 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しない。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査員会により失格であると認められた場合。

15 契約に関する事項

町は、受託候補者として決定した者と詳細な協議の上、所定の手続きにより委託契約を締結する。この場合において、提案内容の変更も詳細の協議に含まれる。また、受託候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を候補者とみなす。

16 その他留意事項

- (1) 提案に必要な費用は、各応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書及び関係書類については返却しない。
- (3) 委託料には、本業務の実施に要する経費及び消耗品等、納入までの一切の経費を含む。
- (4) 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下、「著作権等」という。）は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、町に帰属することとする。
- (5) 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。
- (6) 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用及び責任において解決するものとし、かつ、町に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。